

「病棟転換型居住系施設」はいりません！

厚生労働省は、精神科病棟の一部をグループホームなどの「居住系施設」に転換しようとしています。病棟の看板を書き換えることで、医療施設から福祉施設に転換させ、統計上の精神科病床数、入院患者数を減らそうとしているのです。

これは障害者権利条約 19 条「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」を侵害するものです。そしてこのような施設は、結局は、実質的には精神科病院の管理下における生活であり、地域社会での生活とは到底いえません。これまでの地域移行、地域定着に向けた努力に水を差すものであり、長期にわたって入院生活を強いられてきた精神障害者をさらに収容し続ける施設になりかねません。

厚生労働省は当事者・家族・精神保健福祉関係団体等または各地のマスコミからの批判に耳を貸そうとしません。私たちはこの構想に対して強く反対するとともに、全国に先駆けて退院促進事業を行ってきた大阪府・大阪市・堺市に対して、以下のことを求めます。

- (1) 「病棟転換型居住系施設」を設置しないこと
- (2) 本人の本来の居住地域に、小規模なグループホームなどの社会資源を積極的に整備することや地域移行・地域定着支援事業を充実させること
- (3) 上記(1)と(2)について、国に対して働きかけること

大阪府知事・大阪市長・堺市長殿

2014年10月3日

「病棟転換型居住系施設」を考える会・大阪 参加者一同